

雨水浸透施設設置のお願い

建物の新築や増改築，又は駐車場の造成などをされる際には，敷地内に雨水を浸透させる「雨水浸透枴，雨水浸透管等」の設置についてご協力をお願いしております。

これまで雨水は側溝や管渠により，河川へ海へと排除する方法が主流でありました。この為，側溝の溢水や河川の氾濫，強いては都市の砂漠化につながることの懸念から，雨水を地下に浸透させ雨水流出量の抑制，地下水の涵養による地盤沈下の防止等を目的としているものです。

(1) 敷地内に設置していただく雨水浸透枴，浸透管等の設置基準は下の表のとおりです。

敷地面積	設置数量
150㎡未満	雨水浸透枴 2個以上
150㎡以上300㎡未満	雨水浸透枴 3個以上 及び浸透地下埋管 5m以上
300㎡以上	300㎡ごとに 雨水浸透枴 4個以上 及び浸透地下埋管 8m以上
駐車場等の整備	透水性舗装とする（舗装の場合）

※上表の基準は建築基準法第19条第3項の「適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設」を満たすものではありません。

(2) 届出方法

オンラインもしくは書面どちらかの届出をお願いします。

1) オンライン

届出サービス：ちば電子申請サービス

URL: https://apply.e-tumo.jp/city-yachiyo-chiba-/offer/offerList_detail?tempString=shintou

QRコード



2) 書面

届出先：都市整備部土木建設課

届出書：雨水浸透施設設置計画書（別紙様式）

(3) 添付図面

- 1) 案内図（1/2,500程度）
- 2) 雨水排水計画平面図（浸透施設の設置場所が明示されたもの）
- 3) 雨水浸透施設構造図

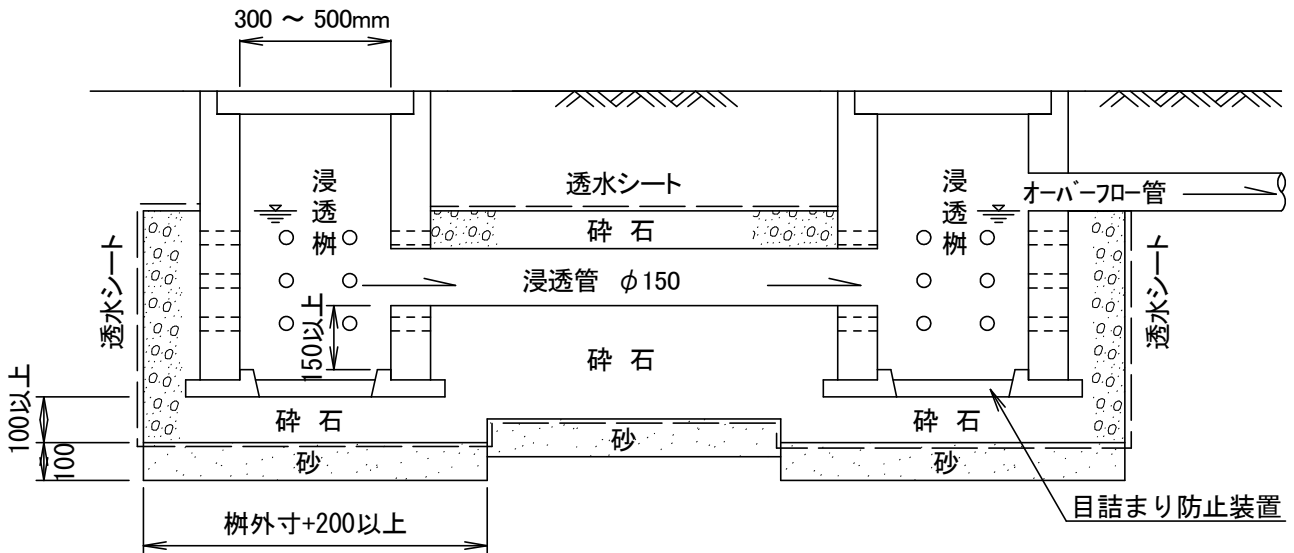
(4) 適用除外地

- 1) 土壌汚染区域及び地下水汚染区域
- 2) 地下水位の高い区域その他浸透効果の得られない区域
- 3) 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域等法令指定区域
- 4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 5) その他の傾斜地及びその近接区域（裏面参照）
- 6) その他事業区域及び周辺地域の地盤の安定性を損なうおそれのある区域

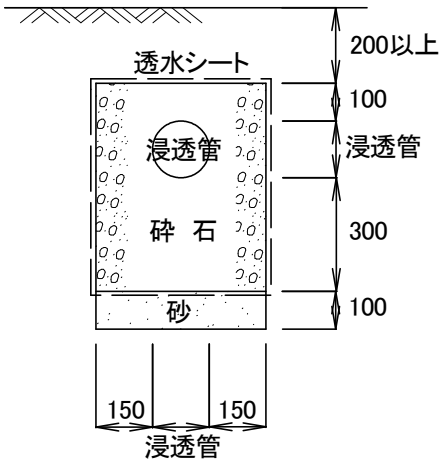
皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先 八千代市都市整備部土木建設課 電話：047-421-6784
上下水道局下水道課 電話：047-483-6157

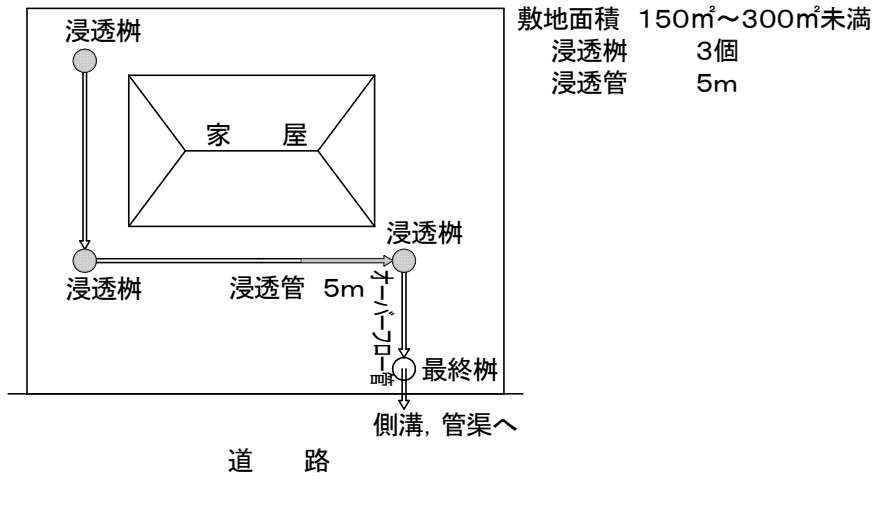
◆浸透柵構造図(例)



◆浸透管構造図(例)



◆設置平面図(例)



◆浸透施設設置禁止範囲

